

自転車駐車場の附置義務について



～ 店舗等の新築・増築をなされる方へ ～

江東区では、まちの道路等にあふれている放置自転車の問題を解決するため、昭和60年11月1日、「自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」(以下、「条例」という。)を制定しました。この条例は、歩行者や車両通行の安全を確保し、安全で快適なまちづくりを進めようとするものです。

条例では、自転車放置の防止あるいは禁止規定のほか、一定規模の店舗等の新築・増築の際に自転車駐車場を設置することを義務づけています。これを「自転車駐車場の附置義務」といいます。ここでは、この「自転車駐車場の附置義務」についてご案内いたします。

※条例の改正により、平成29年7月1日から附置義務の対象地域を江東区内全域に変更しました。



江東区

土木部 交通対策課 自転車対策係
東京都江東区東陽四丁目11番28号 〒135-8383
TEL 03-3647-4789

① 附置義務が生じる場合

店舗等の施設を新築または増築しようとするとき、次の(1)(2)の要件に該当する場合、または(1)(3)の要件に該当する場合、当該施設に対して自転車駐車場の附置義務が生じます。当該施設またはその敷地内、もしくは当該施設から50m以内にならざるに「表1」に従って自転車駐車場を設置しなければなりません。

(1) 店舗等の施設を新築または増築しようとする場合

※条例の改正により、平成29年7月1日から附置義務の対象地域を江東区内全域に変更しました。

(2) 新築または増築しようとする店舗等の施設が「表1」の「(A)施設の用途」のいずれかに該当し、それぞれに規定された「(B)施設の規模」を超えた場合。

※増築の場合、増築後の施設面積(既設部分と増築部分の合計)が「施設の規模」を超えた場合。

(3) 新築または増築しようとする店舗等の施設が「表1」のうち2種類以上の用途を含む混合用途施設で、それぞれの用途別に設置すべき自転車駐車場の台数を計算した結果、その合計が20台以上である場合。(以下「④設置台数の計算方法」の「2. 混合用途施設の場合」参照)

※個別の用途だけを見た場合、「(B)施設の規模」で定める基準を超えなかった場合であっても、施設全体で設置すべき台数が合計20台を超えた場合、駐車場の設置義務が生じます。

<表1>

(A)施設の用途	(B)施設の規模	(C)自転車駐車場の規模
遊 技 場	店舗面積が 200 m ² を超えるもの	店舗面積に対して 10 m ² (店舗面積のうち 5,000 m ² を超える部分の面積に対しては 20 m ²)ごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる)
百貨店、スーパーマ ーケットその他の小 売店舗及び飲食店	店舗面積が 400 m ² を超えるもの	店舗面積に対して 20 m ² (店舗面積のうち 5,000 m ² を超える部分の面積に対しては 40 m ²)ごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる)
銀行その他の金融 機 関	店舗面積が 500 m ² を超えるもの	店舗面積に対して 25 m ² (店舗面積のうち 5,000 m ² を超える部分の面積に対しては 50 m ²)ごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる)
スポーツ、体育その 他の健康の増進を 目的とする施設	運動場面積が 500 m ² を超えるもの	運動場面積に対して 25 m ² (運動場面積のうち 5,000 m ² を超える部分の面積に対しては 50 m ²)ごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる)
学習、教養、趣味等 の教授を目的とする 施設	教室面積が 300 m ² を超えるもの	教室面積に対して 15 m ² (教室面積のうち 5,000 m ² を超える部分の面積に対しては 30 m ²)ごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる)

② 必要な駐車台数

＜表1＞「(C)自転車駐車場の規模」のとおり、施設の用途や面積によって設置すべき自転車駐車場の規模が異なります。必要な駐車台数を算出する際の基礎となる「面積」には、以下のものも含まれます。

【遊技場】

遊技室、景品交換所、これらに類するもの

【百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗および飲食店】

トイレ、売り場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理場、これらに類するもの

【銀行その他の金融機関】

銀行室、待合室、ショーウィンド、これらに類するもの

【スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設】

運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧室、これらに類するもの

【学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設】

教室、実習室、図書室、資料室、集会室、これらに類するもの

※ いずれの施設の場合も、上記に挙げたものの他、「その施設の基本的な業務に関わる全ての床面積」を対象とします。

例えば、階段、エレベーターなど、その施設の利用者(お客さん)が立ち入ることができるスペースは全て含まれるものと考えてください。

(従業員専用の更衣室、休憩室などは含まれません。)

③ その他、注意事項

1. 自転車 1 台あたりの駐車場面積について

自転車 1 台につき 1 m²以上の面積が必要です。(駐車場に通路の必要なときは 1 台につき 1.2 m²以上必要です。)自転車利用者の安全が充分確保され、かつ有効に駐車できるよう配慮してください。

なお、自転車ラック等を合理的に使用する場合は、この限りではありません。

2. 届出の際に必要な書類について

自転車駐車場設置及び変更の届出をする際には、次の書類が必要となります。いずれも正副 2 部ずつ提出していただきます。

ア. 施設の位置および配置図

イ. 施設の各階平面図

ウ. 自転車駐車場の平面図

エ. 自転車駐車場の構造図(ラック等を使用する場合)

3. 駐車場の変更について

すでに設置されている自転車駐車場や、審査が終了した自転車駐車場設置届について内容(自転車駐車場の場所や規模等)を変更するときは、自転車駐車場の変更届を提出する必要があります。

上記 2 を参照のうえ、必要書類を添えて自転車対策係に変更届を提出してください。

4. 新築または増築しようとする施設の用途がまだ決まっていない場合

施設の用途を「遊技場」として計画していただき、用途が決定次第、変更届を提出してください。

5. 措置命令および罰則について

届出を怠ったり、必要な駐車場を設置しなかったりした場合、区長は、その違反を是正するため、当該措置を命令することができます。また、その命令に従わなかったものは、罰金に処せられます。

6. 条例制定前に新築された施設について

条例が制定される前(昭和 60 年 11 月 1 日以前)に建築された施設については、自転車駐車場の附置義務はありません。ただし、条例制定後に増築された部分については、自転車駐車場の附置義務の対象となります。

※ 上記の他に不明な点等がありましたら、自転車対策係の窓口にてご相談、ご確認ください。

④ 設置台数の計算方法

設置すべき自転車駐車場の台数の計算方法について、具体例を挙げて説明します。

1. 増築の場合

増築の場合、新たに設置すべき自転車駐車場の台数は、以下のとおり計算します。

新たに設置すべき 駐車場(台数)	=	増築後に設置すべき 駐車場(合計台数)※	-	すでに設置されている 駐車場(台数)
---------------------	---	-------------------------	---	-----------------------

※増築後に設置すべき駐車場(合計台数)とは、増築後の施設面積(合計)をもとに算出した台数のこと

例1) 300 m²の飲食店(自転車駐車場の設置なし)を増築。

増築後の施設面積は 420 m²となる。

◆設置すべき合計台数を計算する

$$420 \text{ m}^2 \div 20 = 21 \text{ 台}$$

⇒設置すべき駐車場は 21 台分となります

例2) 430 m²の飲食店(すでに自転車駐車場 21 台分を設置)を増築。

増築後の施設面積は 500 m²となる。

◆設置すべき合計台数を計算する

$$500 \text{ m}^2 \div 20 = 25 \text{ 台}$$

◆追加で設置すべき台数を計算する

$$25 \text{ 台} - 21 \text{ 台} = 4 \text{ 台}$$

⇒追加で設置すべき駐車場は 4 台分となります

2. 混合用途施設の場合

新築または増築しようとする施設が<表1>のうち2種類以上の用途を含む混合用途施設の場合、それぞれの用途別に設置すべき自転車駐車場の台数を計算した結果、その合計が20台以上である場合に自転車駐車場の設置義務が生じます。

例3) 300 m²の飲食店と150 m²の銀行が含まれる複合施設を新設する場合。

◆飲食店に設置すべき台数を計算する

$$300 \text{ m}^2 \div 20 = 15 \text{ 台}$$

◆銀行に設置すべき台数を計算する。

$$150 \text{ m}^2 \div 25 = 6 \text{ 台}$$

⇒15台+6台=21台 … 合計が20台以上なので、当該施設は附置義務の対象となります（設置すべき台数は、計算通り21台分）

3. 施設の規模が5,000 m²を超える場合

新築または増築しようとする施設の規模が5,000 m²を超える場合は、5,000 m²を超えた部分に対して自転車駐車場の設置基準が緩和されます。

例4) 5,300 m²の飲食店を新築する場合。

◆5,000 m²までの部分に対する設置台数を計算する

$$5,000 \text{ m}^2 \div 20 = 250 \text{ 台}$$

◆5,000 m²を超える部分に対する設置台数を計算する

$$300 \text{ m}^2 \div 40 = 7.5 \dots 7 \text{ 台}$$

⇒設置すべき台数は257台となります

新築または増築しようとする施設が〈表1〉のうち2種類以上の用途を含む混合用途施設の場合、施設全体の規模が5,000 m²を超える場合に緩和措置の対象となります。計算方法は次の通りです。

例5) 1,200 m²の飲食・小売店舗、1,800 m²の遊技場、3,000 m²のスポーツクラブが含まれる合計6,000 m²混合用途施設を新築する場合。

◆まず、それぞれの用途の面積が施設全体に占める割合を算出する。(①)

$$\text{【飲食・小売】} 1,200 \text{ m}^2 \div 6,000 \text{ m}^2 = 20\%$$

$$\text{【遊技場】} 1,800 \text{ m}^2 \div 6,000 \text{ m}^2 = 30\%$$

$$\text{【スポーツクラブ】} 3,000 \text{ m}^2 \div 6,000 \text{ m}^2 = 50\%$$

◆次に、それぞれの用途において通常の基準が適用される面積(緩和措置の対象とならない面積)を算出する。(②)

$$\text{【飲食・小売】} 5,000 \text{ m}^2 \times 20\% = 1,000 \text{ m}^2$$

$$\text{【遊技場】} 5,000 \text{ m}^2 \times 30\% = 1,500 \text{ m}^2$$

【スポーツクラブ】 $5,000 \text{ m}^2 \times 50\% = 2,500 \text{ m}^2$

◆用途別に設置すべき駐車場台数を算出する。

【飲食・小売】 $1,200 \text{ m}^2$ のうち、 $1,000 \text{ m}^2$ は 1台/ 20 m^2 … 50台

$1,200 \text{ m}^2$ のうち、 200 m^2 は 1台/ 40 m^2 … 5台

【遊技場】 $1,800 \text{ m}^2$ のうち、 $1,500 \text{ m}^2$ は 1台/ 10 m^2 … 150台

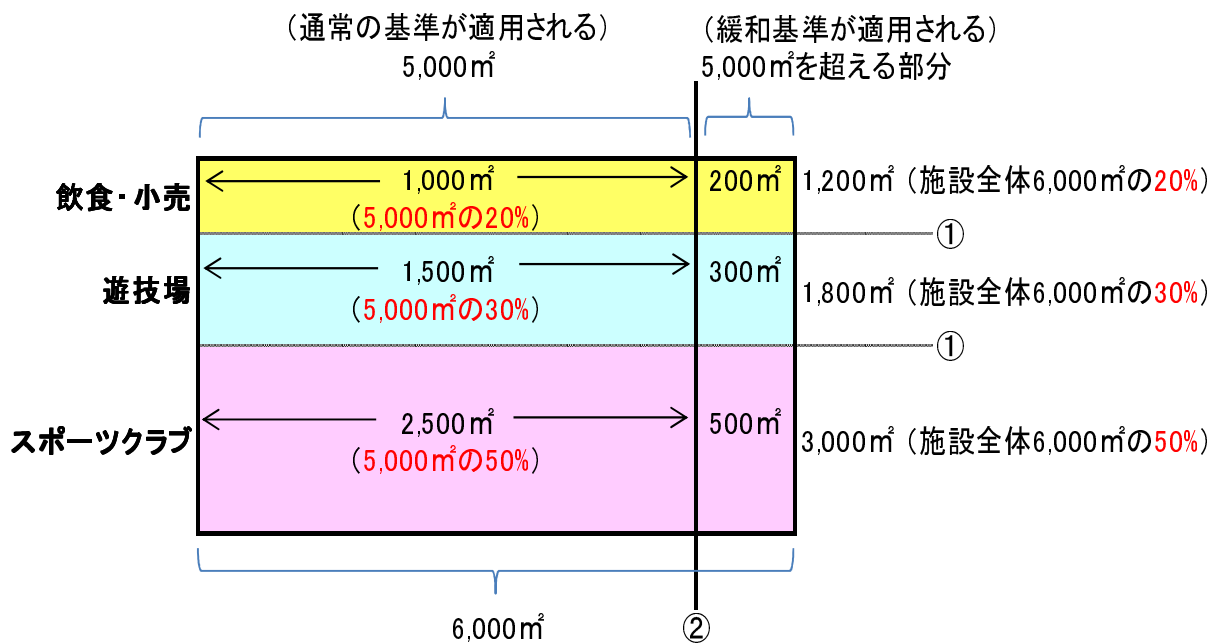
$1,800 \text{ m}^2$ のうち、 300 m^2 は 1台/ 20 m^2 … 15台

【スポーツクラブ】 $3,000 \text{ m}^2$ のうち、 $2,500 \text{ m}^2$ は 1台/ 25 m^2 … 100台

$3,000 \text{ m}^2$ のうち、 500 m^2 は 1台/ 50 m^2 … 10台

⇒当該混合用途施設に設置すべき台数 …

$50+5+150+15+100+10 = 330$ 台となります



⑤ 届出の流れについて

